不法就労対策について

労働政策課

現状・課題

○　本県の令和７年の不法就労者数は３，５１８人であり、４年連続（R4～R7）で全国最多となっています。
○　また、職種別では、農業従事者が不法就労者数全体の７０％を占めています。
○　そのため県では、不法就労の防止に向けて、産業界、県警、国などと連携して、事業者等に対する啓発・指導等に取り組んでおり、特に、農業分野の対策に力を入れております。

＜県の取組の状況＞

●意識啓発・指導

○　**農家を中心に事業者を直接訪問して、意識啓発・指導を行っています。**

【訪問件数】R7年度：1,228件　R8年度：624件（R8.10.15現在）　累計：1,852件

○　**県警・国・市町村・関係団体等とともに地域の商業施設などでの街頭キャンペーン（啓発物品等の配布）を通じて、県民の皆様への理解促進を図っております。**

【実施状況】鹿行（R7.6）約700名、県西（R7.11）約900名、鹿行（R8.6）約1,000名

◆　不法就労は違法であることの再認識、外国人を雇い入れる際の在留資格の確認の徹底、不法就労を助長している事業者等の情報の提供などについて、御理解・御協力をお願いいたします。

●外国人材適正雇用推進宣言

事業者・団体に対する適正雇用３原則「不法就労者を雇わない、雇わせない、見過ごさない」の宣言に向けた働きかけを行っています。【宣言申出件数】R7年度：1,648件　R8年度：288件（R8.10.15現在）　累計：1,936件

◆　業界やサプライチェーン全体での自主的な取組を推進していただくようお願いいたします。
（例）不法就労を許さない姿勢を県内外に向けて発信、不法就労者を雇っている事業者とは取引しない、
県との連携（広報周知、情報収集・提供など）　等

●不法就労の実態把握

事業者・団体への聞き取りなどにより、不法就労やその助長など違法と疑われる事態を把握した場合には、県警をはじめとする取締権限を持つ機関に対して、迅速な情報提供を行っています。

また、不法就労情報システム及び通報報奨金制度により、広く一般からの通報を受け付けております。

※通報は、不法就労を助長している疑いのある事業者等に関するものに限定しています。

→受付はこちら

●農業における適正雇用に向けた説明会

農業において不法就労が多い理由として、農家や団体からは、農業は繁閑の差が激しく、植え付けや収穫など繁忙期だけ、作業を依頼しやすい不法就労者に頼ってしまうケースが多いとの声が届いています。そのため、県では、短期間での人材確保も可能な手段の一つとして、農家と特定技能外国人の派遣事業者とのマッチング・個別相談ができる場を提供しています（令和８年度から農林水産部において実施）。

【令和７年度】全６回　延べ農家等252名、派遣事業者47社参加

【令和８年度】鉾田(7/9)農家等30名・派遣事業者５社、水戸(7/10)農家等21名・派遣事業者６社
古河(8/6)農家等14名・派遣事業者６社、常総(8/7)農家等14名・派遣事業者６社
土浦(10/7)農家等11名・派遣事業者９社、笠間(10/8)農家等８名、派遣事業者９社

●茨城県外国人の不法就労活動の防止に関する条例（R8.7.1施行）

【目的】外国人の不法就労活動の防止を図り、もって本県経済の健全な発展に寄与するとともに、秩序ある共生社会の実現を図る。

【主な内容】
- **県は、不法就労活動の防止に関する総合的な施策を策定・実施する。**
- **事業者及び県民は、県が実施する不法就労活動の防止に関する施策への協力等に努める。**
- **県は、外国人を雇用する事業者に対し、外国人の雇用の状況に関する調査を実施する。　等**

今後の対応

○　国に対し出入国管理等の強化を働きかけるとともに、県としても、取組の更なる強化を図ってまいります。
○　県民・事業者の皆様におかれましては、各地域・各業界を挙げて、本県の不法就労の防止に向けた取組に御理解と御協力をお願いいたします。

問合せ先

労働政策課外国人適正雇用推進室
電話：０２９－３０１－３８４９
電子メール：rousei8@pref.ibaraki.lg.jp



職員による巡回



街頭キャンペーン



外国人材適正雇用推進宣言制度ステッカー